

忽那諸島地域の事業者の皆様へ

(対象:製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等)
設備投資を行った場合は、国税の特例措置が活用できます。

松山市の忽那諸島地域は、離島の振興を促進するための産業振興を推進する地区として、国から指定を受けています。

これにより、当地域において個人又は法人が、下記の要件等を満たし、地域の産業振興に資する設備（機械や建物等）を取得、建設等を行った場合は、国税（法人税・所得税）の割増償却制度を活用することができます。

1. 国税の特例措置の概要

(1) 対象地域

忽那諸島（野忽那島、睦月島、中島、怒和島、津和地島、二神島、釣島、安居島、興居島）

(2) 対象業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等

(3) 対象資産

機械・装置、建物・附属設備、構築物

(4) 適用の要件等（平成31年4月1日以降に行われた設備投資が対象）

事業者の規模 (資本金)		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、 構築物に係る取得等	機械・装置、建物・附属設備、 構築物に係る新增設	
取得 価 額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期間		5年間		

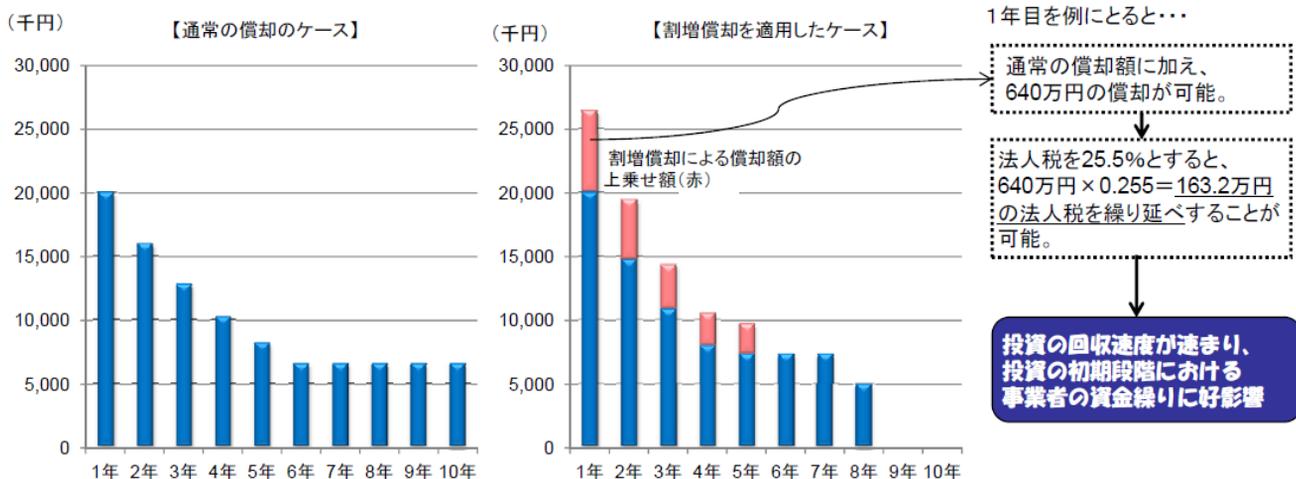
※一般的な国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件を記載しています。詳細は松山税務署にお問い合わせください。

2. 特例措置（割増償却）の効果

- 割増償却は、事業者が機械や建物等の資産を取得して事業の用に供した場合、一定期間（5年間）において、通常の減価償却額に加え、償却限度額の上乗せができる制度です。
- 普通償却限度額の一定割合を上乗せして必要経費に算入することで、当期利益が減少し償却額の上乗せ部分にかかる課税が繰り延べされます。これにより、投資の初期段階での資金繰りの改善などの効果があります。（割増償却イメージ図は裏面）

○割増償却の適用イメージ（減価償却費の費用計上の推移）

※ 1億円の機械を取得。減価償却資産の耐用年数が10年、定率法による償却とした場合



※ 国税の割増償却制度の詳細については、松山税務署までお問い合わせください。

（参照）国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/hra_zei.html

3. 特例措置の活用に必要な手続き

国税の特例措置（割増償却）の適用を受けるためには、税務申告時に申告書類とあわせて、本市が発行する確認書（『離島の振興を促進するための松山市の産業振興に関する計画』に適合した設備投資であることの証明）の提出が必要です。特例措置の活用を希望される場合は、事前に下記までお問い合わせください。

（1）手続きの流れ

- ① 事業者は、忽那諸島で平成31年4月1日以降に行った設備投資について、上記の産業振興に関する計画に適合しているかどうか、市に確認する必要がありますので、税務申告の前に確認申請書等を作成し、松山市役所 坂の上の雲まちづくりチームに提出してください。
- ② 計画に適合することが確認できたら、坂の上の雲まちづくりチームから確認書を発行します。
- ③ 税務申告の際には、申告書類とあわせ、市が発行した確認書を提出してください。

（2）提出書類

- ① 産業振興機械等の取得等に係る確認申請書
- ② 設備の取得等をした場所・時期を確認できるもの（地図・写真、納品書など）
- ③ 業種及び資本金が確認できるもの（会社・法人の登記事項証明書などの写し）
- ④ 設備の取得価額が確認できる領収書等の写し

【提出先・お問い合わせ先】

松山市総合政策部 坂の上の雲まちづくりチーム TEL：089（948）6816

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/keikaku/chikishinko/ritotokuso.html>

4. 県税（事業税、不動産取得税）の特別措置

忽那諸島は、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域に指定されており、製造業や旅館業などの事業用に新設又は増設された一定要件を満たす設備等は、県税（事業税、不動産取得税）の課税免除の措置を受けられる場合があります。

制度の詳細は、愛媛県中予地方局課税課（TEL089-909-8754）へお問い合わせください。